**平成２６年（フ）第６３２号**
堺市中区東山1061番地、前住所大阪府東大阪市善根寺町３丁目５番22号
債務者　大山　智弘
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第６６１号**
堺市堺区出島海岸通４丁１番８号　松澤文化202号
債務者　土師　康宏
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第６９７号**
大阪府富田林市高辺台３丁目４番45―402号、前住所堺市東区日置荘原寺町184番地５　スカイコート202号
債務者　小西　規世（旧姓門田）
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第７２１号**
堺市北区百舌鳥陵南町２丁680番地　レジデンス光305号
債務者　桂田　　学
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第４３号**
北海道滝川市本町４丁目７番10号　ぽっぽや102号室
債務者　成田　美樹
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

**平成２６年（フ）第２０２号**
神奈川県小田原市田島49番地の１　アクロスティ太田Ⅱ―６、前住所神奈川県小田原市国府津2743番地の１　尾崎アパート201
債務者　鎌田　織江
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第３３７号**
神奈川県平塚市八千代町19番28号　メープルハイム102号
債務者　赤木　澄子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２６年（フ）第７１号**
新潟県阿賀野市北本町21番２号
債務者　髙橋　　恵
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２６年（フ）第７５号**
新潟県村上市下助渕1514番地５
債務者　鈴木　勘市
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２６年（フ）第７６号**
新潟県村上市下助渕1514番地５
債務者　鈴木　勘也
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２６年（フ）第８０号**
新潟県胎内市二葉町８番15―621号
債務者　津野真智子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２６年（フ）第８１号**
新潟県胎内市東本町17番37号
債務者　鈴木　　忍
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２６年（フ）第１６０号**
愛知県江南市勝佐町西町39番地　シャトレ愛松江南304号
債務者　木村　幸太
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２６年（フ）第２１９号**
愛知県江南市藤ケ丘２―１―１　第24号棟第106号室、住民票上の住所愛知県江南市宮後町砂場北75番地２
債務者　酒井真理子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２６年（フ）第２２１号**
愛知県一宮市和光１丁目６番11号　プチメゾン二葉102号
債務者　清水　幸雄
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２６年（フ）第２２２号**
愛知県一宮市和光１丁目６番11号　プチメゾン二葉102号
債務者　清水　洋子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２６年（フ）第２２７号**
愛知県犬山市字東北野94番地１　４棟210
債務者　渡邉　律子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部